（別添２）

**消費者教育教材を使った講師派遣事業　＜講座内容の例＞**

　※ 　　　は教材の種別（め：『めざそう！消費者市民』、扉：『社会への扉』）とページです。

　　　『めざそう！消費者市民』：<http://www.pref.osaka.lg.jp/shouhi/keihatsu/kyouzai28.html>

　　　『社会への扉』：<https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_education/public_awareness/teaching_material/material_010/>

※ 下記は一例です。『めざそう！消費者市民』を使用した授業、『めざそう！消費者市民』と『社会への扉』を

併用した授業など各校のご要望に応じます。テーマ設定やワークショップの活用などについても相談に応じます。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| テーマ | １．若者によくある消費者被害 | ２．キャッシュレス決済 | ３．商品安全 |
| ※テーマ１．２．は　 分を想定。テーマ３は　 分を想定  100  50 | **〇契約クイズ め P10**  ・契約とは  ・契約の成立  **〇成年年齢引下げ**  ・未成年者取消権  ・成年になるとできること | **〇クイズ 扉 P1～2**  ・契約の成立  ・身近な消費生活におけるルールやポイント  ・キャッシュレス決済 | **〇クイズ 扉 P1～2、9**  ・契約の成立  ・身近な消費生活におけるルールやポイント  ・若者に多い消費者トラブルと対処法  ・製品事故 |
| **〇若者によくある消費者被害 め P12**  ・被害事例の勧誘方法の特徴や問題点（ワークシー）  ・トラブルにあわないためのポイント（ワークシート） | **〇クレジットカードとキャッシュレス決済**  **め P17**  ・キャッシュレス決済の特徴  ・メリット、デメリット  ・トラブルにあわないためのポイント（ワークシート） | **〇商品安全 め P4～7**  ・表示・広告における問題点  ・表示・広告に関する法律・規制  ・情報リテラシー |
| **〇若者によくある消費者被害 め P12**  ・消費生活相談窓口  ・消費者市民社会 | **〇消費生活センタ―について知ろう！**  **扉 P10**  ・消費生活相談窓口  ・消費者市民社会 | **〇消費生活センタ―について知ろう！**  **扉 P10**  ・消費生活相談窓口  ・消費者市民社会 |